

アパート奨励金

(集合住宅立地奨励金)

那須インターチェンジから
半径5km以内に建築すると
交付期間が5年間になります！
(令和11年3月31日まで)

集合住宅を建築すると、3年間固定資産税相当額が奨励金として受けられます！

【対象となる集合住宅】

- ・ 賃貸借契約を締結して入居する集合住宅
- ・ 1棟あたり4戸以上で、専用部分の床面積が20㎡以上
- ・ 各戸に玄関、居間、水洗トイレ、浴室、台所、給湯設備が設置され、車1台以上の駐車スペースがあること

※区分所有建物、サービス付き高齢者向け住宅、簡易な組立式仮設建築物は対象になりません。

※着工60日前までに申請が必要です。

【問い合わせ先】

那須町役場企画政策課 拠点整備推進係

TEL0287-72-6906